

四日市市上下水道局管理規程第7号

四日市市上下水道局指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年 10月 1日

四日市市上下水道事業管理者 山本 勝久

四日市市上下水道局指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程  
四日市市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年四日市市水道局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
第2章 指定給水装置工事事業者の指定等  (指定の申請) 第4条 (略) 2 (略) 3 前項の申請書には、次の書類を添えなければならない。 (1) 次条第1項第3号のアからカまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類 (2) (略) 4 (略)  (指定の基準) 第5条 管理者は、前条第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定するものとする。 (1)及び(2) (略)	第2章 指定給水装置工事事業者の指定等  (指定の申請) 第4条 (略) 2 (略) 3 前項の申請書には、次の書類を添えなければならない。 (1) 次条第1項第3号のアからオまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類 (2) (略) 4 (略)  (指定の基準) 第5条 管理者は、前条第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定するものとする。 (1)及び(2) (略)

(3) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ (略)

エ (略)

オ (略)

カ 法人であって、その役員のうちにあからオまでのいずれかに該当する者があるもの

(指定の更新)

第5条の2 前条第1項の指定は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間（以下、この項及び次項において「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する決定がなされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその決定がされるまでの間は、なおその効力を有する。

3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

4 前2条の規定は、第1項の指定の更

(3) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

イ (略)

ウ (略)

エ (略)

オ 法人であって、その役員のうちにあからエまでのいずれかに該当する者があるもの

新について準用する。

(指定工事業者証の交付等)

第6条 管理者は、第5条第1項の指定を行ったときは、速やかに指定工事業者に四日市市上下水道局指定給水装置工事事業者証（以下「指定工事業者証」という。）を交付する。この場合において、指定工事業者（前条第1項の指定の更新を受けた者に限る。）は、既に交付を受けている指定工事業者証を返納しなければならない。

2から4まで (略)

5 指定工事業者証を汚損した指定工事業者が指定工事業者証の再交付を受けようとするときは、届出の際に、当該汚損した指定工事業者証を管理者に返納しなければならない。

6 指定工事業者は、指定工事業者証の再交付を受けた後、紛失した指定工事業者証を発見したときは、直ちにこれを管理者に返納しなければならない。

(変更等の届出)

第7条 (略)

2 前項の規定により変更の届出をしようとする者は、変更のあった日から30日以内に施行規則に定められた様式第10による届出書に次の書類を添え

(指定工事業者証の交付)

第6条 管理者は、第4条第1項の指定を行ったときは、速やかに指定工事業者に四日市市上下水道局指定給水装置工事事業者証（以下「指定工事業者証」という。）を交付する。

2から4まで (略)

(変更等の届出)

第7条 (略)

2 前項の規定により変更の届出をしようとする者は、変更のあった日から30日以内に施行規則に定められた様式第10による届出書に次の書類を添え

て管理者に提出しなければならない。

- (1) (略)
- (2) 前項第3号に掲げる事項の変更の場合には、施行規則に定められている様式第2による第5条第3号アからカまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類及び登記事項証明書

3 (略)

(指定の取消し)

第8条 管理者は、指定工事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第1項の指定を取消することができる。

- (1) 不正の手段により第5条第1項の指定を受けたとき。
- (2)から(8)まで (略)

(指定等の公示)

第10条 次の各号に該当するときは、その都度四日市市公報に掲載して公示する。

- (1) 第5条の規定により指定工事業者を指定したとき。
- (2)から(4)まで (略)

(主任技術者の選任等)

第12条 指定工事業者は、第5条第1項の指定を受けた日から14日以内に、事業所ごとに、主任技術者を選任し、管理者に届け出なければならない。

て管理者に提出しなければならない。

- (1) (略)
- (2) 前項第3号に掲げる事項の変更の場合には、施行規則に定められている様式第2による第5条第3号アからオまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類及び登記事項証明書

3 (略)

(指定の取消し)

第8条 管理者は、指定工事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項の指定を取消することができる。

- (1) 不正の手段により第4条第1項の指定を受けたとき。
- (2)から(8)まで (略)

(指定等の公示)

第10条 次の各号に該当するときは、その都度四日市市公報に掲載して公示する。

- (1) 第4条の規定により指定工事業者を指定したとき。
- (2)から(4)まで (略)

(主任技術者の選任等)

第12条 指定工事業者は、第4条第1項の指定を受けた日から14日以内に、事業所ごとに、主任技術者を選任し、管理者に届け出なければならない。

<p>い。</p> <p>2 から 4 まで (略)</p> <p>第 4 章 指定給水装置工事事業者の義務</p>	<p>い。</p> <p>2 から 4 まで (略)</p> <p>第 4 章 指定給水装置工事事業者の義務</p>
--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際、現に第 5 条第 1 項の指定を受けている者のこの規程の施行の日後の最初のこの規程による改正後の規程第 5 条の 2 第 1 項の指定の更新については、同項中「5 年」とあるのは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 規程第 5 条第 1 項の指定を受けた日（以下、この項において「指定を受けた日」という。）が平成 10 年 4 月 1 日から平成 11 年 3 月 31 日までの間である場合 1 年
- (2) 指定を受けた日が平成 11 年 4 月 1 日から平成 15 年 3 月 31 日までの間である場合 2 年
- (3) 指定を受けた日が平成 15 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日までの間である場合 3 年
- (4) 指定を受けた日が平成 19 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの間である場合 4 年
- (5) 指定を受けた日が平成 25 年 4 月 1 日から令和元年 9 月 30 日までの間である場合 5 年

(上下水道局管理部お客様センター)